

学校番号 ( 62 )  
学校名 福岡市立下山門中学校  
校長名 有友 剛  
(生徒指導担当者 柴田 聡子 )

## 令和3年度 下山門中学校いじめ防止基本方針

いじめの防止等のための取組に係る達成目標

毎月アンケートを実施し、担任と各学年の生徒指導担当教員が全クラスの結果を確認する。学期ごとに集計をし、その結果を職員全体で共有する。

### 1 いじめ防止等に対する基本姿勢

「いじめは、どの学校でもどの学級でもどの子にも起こり得るものである。」という認識のもと、児童生徒が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、「いじめ防止基本方針」を策定した。いじめ防止のための基本姿勢として、以下の6つのポイントをあげる。

- (1) 「いじめは決して許さない」という姿勢を様々な場面を通じて全生徒に示していく。
- (2) 生徒一人一人が、自分の居場所を感じられるような学級経営に努め、生徒との信頼関係を深める。
- (3) 分かる授業づくり、一人ひとりの生徒が活躍できる活動・行事等を通じて、生徒が自己有用感を高め、自己実現を図れるよう努める。
- (4) 生徒の思いやりの心や命の大切さを育む道德教育や学級指導の充実を図るとともに、教師自身の人権感覚を磨き、自己の言動をふりかえるようにする。
- (5) 生徒一人一人の変化に気づく、鋭敏な感覚を持つように努める。
- (6) 生徒や保護者、地域からの話を親身になって聞く姿勢を持つ。

### <下山門中いじめゼロ宣言>

- ・周りの雰囲気にならなれず自分の意志を持って行動しよう
- ・一人ひとりのSOS 気づいて みんなで助けます
- ・一人ひとりのちがいを認め合い 互いに尊重しあいます
- ・メールでは 自分の言葉に責任を持ち 人の心を大切にします
- ・いじめにつながる言動をしません させません ゆるしません

### 2 いじめの未然防止（未然防止のための取組等）

#### (1) いじめを生まない教育活動の推進

- 学校におけるいじめを生まない独自の取り組みを一層推進する。
- 本校独自の班形態を中心とする共同的な活動を通して、生徒自らが「絆づくり」ができるように、教職員が「場づくり」を行う。
- 生徒が自己有用感や自己肯定感をもち、安心・安全だと感じられる「居場所づくり」を行う。
- 「学校生活アンケート」を月に1回実施し、学期に1回（年間3回程度）無記名アンケートを実施する。

- 全学年でQ-Uアンケートを実施し、結果を適切に分析し、各学年・学級の実態に応じた支援を行う。
- 「いじめ防止対策委員会」を定期的に開催する。いじめの問題への組織的指導体制の整備等の取り組みを推進する。
- 生徒が主体となって、いじめがおこらない学級や学校をつくるという発想に立ち、いじめの未然防止の取組を進めていく「いじめゼロプロジェクト」を実施する。

(2) 地域・家庭、関係機関との積極的連携

○保護者、地域住民、児童相談所その他の関係機関との連携を図るとともに、学校サポーター会議、学校警察連絡協議会、校区内の人権尊重連絡協議会、青少年健全育成連絡協議会等を活用する。校区の少年防犯組織事業（下山門安全安心少年隊）を通じた安全なまちづくりを推進する。

3 いじめの早期発見・即対応（いじめの兆候を見逃さない取組等）

- (1) いじめの早期発見のための措置（定期的なアンケート等）や相談体制（定期的な教育相談やSCとの連携等）を整備する。
- (2) いじめの問題に対する学校の取り組みの充実のため、「いじめ対応マニュアル」（市教委作成）及び「いじめの早期発見・早期対応の手引」（県教委作成）の活用の一層の徹底を図る。
- (3) いじめの問題へ即対応ができる組織的指導体制を整備する。

4 いじめに対する措置（ネット上のいじめ、加害児童生徒への対応も含む）

- (1) いじめを受けた被害生徒やいじめを通報してきた生徒の安全を確保し、特定の教職員だけでなく、学校全体で組織的に対応する。
- (2) 「いじめ防止対策委員会」を中心に、状況や対応の経緯等に関する客観的な事実確認を行い、その結果を速やかに教育委員会及び被害・加害生徒の保護者に報告する。
- (3) 教育相談課等と連携し、被害生徒をはじめ、被害生徒の保護者や加害生徒・保護者等へのカウンセリング等の心のケアを行う。
- (4) 中学校における出席停止制度等の適切な運用及び全ての学校における毅然とした組織的指導の徹底を図り、いじめを行った生徒への指導の徹底及び再発防止の徹底を推進する。
- (5) 学校だけでは対応が困難な事案に対して、教育委員会の支援チームの活用を行い、いじめの問題の早期解決に努める。
- (6) 被害生徒の権利・利益を擁護するための配慮として、区域外通学や別室指導等柔軟な対応に努める。
- (7) ネット上の不適切な書き込み等については、プロバイダに対して速やかに削除を求める。生徒に重大な被害が生じるおそれがある場合は、直ちに警察に通報し、適切な援助を求める。学校ネットパトロールの結果活用および啓発を行う。
- (8) インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たることを理解させる取組を行い、児童生徒に情報モラルを身に付けさせる指導の充実を図る。

(9) 加害児童生徒に対しては、人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導するとともに、加害児童生徒が抱える問題の解決を図る。

## 5 重大事態への対処（いじめ防止対策推進法 第28条関係）

生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるようなものについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえ、早期に警察に相談・通報し、警察と連携した対応を取る。

## 6 いじめ防止のための職員研修

(1) 教職員のいじめの問題に関する資質の向上を図るため、教育委員会と連携し、学校基本方針の共通理解、いじめの防止等のための対策に関する校内研修を実施する。

(2) 「いじめ対応マニュアル」、教職員向けリーフレット「いじめゼロに向けて」や「いじめの早期発見・早期対応の手引き」を活用し、自らの対応を振り返るよう教職員への指導の徹底を図る。

(3) いじめを未然に防止するために、Q-Uアンケートの分析・活用のための校内研修を実施する。

(4) Q-Uアンケート実施後、事例検討会において、情報を組織的に共有し、支援方針を明確にする。

(5) ネット上のいじめに関する校内研修を実施する。

## 7 その他（各取組のPDCAサイクル等について）

(1) 学校いじめ防止基本方針を策定するに当たっては、方針を検討する段階から保護者、地域住民、関係機関等の参画を得た学校いじめ防止基本方針になるようにし、また、児童生徒の意見を取り入れるなど、いじめの防止等について児童生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるようにする。

(2) 策定した学校いじめ防止基本方針については、学校のホームページや通信等で広く周知を図るとともに、その内容を、必ず入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明する。

## 8 いじめ防止等の対策のための組織（いじめ防止対策推進法 第22条関係）

### (1) 組織の名称・役割

○名称 下山門中学校いじめ防止対策委員会

○役割

- ・学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むにあたって中核となる役割。
- ・基本方針に基づく取組の推進や年間計画の作成・実行・検証・修正
- ・いじめの相談・通報の窓口  
いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
- ・学校における、いじめであるかどうかの判断
- ・関係のある生徒への事実関係の聴取、組織的な指導や支援体制・対応方針の決定と保護者との連携等

(2) 組織の構成 (別添資料1 参照)

スクールサポーター, スクールカウンセラー (S C), スクールソーシャルワーカー (S S W) と情報共有ができるよう, 組織に位置づけること。

校長, 教頭, 主幹教諭, 学年主任, 生徒指導主事, 各学年生徒指導担当, 養護教諭, 教育相談コーディネーター, 生活補導主事, スクールサポーター

スクールカウンセラー (S C) スクールソーシャルワーカー (S S W)

P T A会長

9 重大事態発生時の調査機関 (いじめ防止対策推進法 第 28 条関係)

(1) 組織の名称と役割

○名称 下山門中学校いじめ防止対策委員会

○役割

- ・重大事態の発生について教育委員会への報告
- ・重大事態に係る事実関係の調査
- ・調査結果を教育委員会に報告
- ・調査結果について関係生徒及び保護者への情報提供

(2) 組織の構成員

校長, 教頭, 主幹教諭, 学年主任, 生徒指導主事, 各学年生徒指導担当, 養護教諭, 教育相談コーディネーター, 生活補導主事, スクールサポーター

スクールカウンセラー (S C) スクールソーシャルワーカー (S S W)

P T A会長

10 いじめ防止等の各取組の年間計画（P・D・C・Aを記入）

月	児童生徒等への取組 及び児童生徒の活動		職員研修等		チェック
4	学校いじめ防止基本方針作成 学校生活アンケート	P	校内いじめ防止対策委員会 学校いじめ防止基本方針作成	D P	
5	学校生活アンケート 生徒会による取組 (いじめゼロ取組月間)	D PD	下山門中いじめ防止対策委員会 家庭訪問 学校警察連絡協議会	D D D	
6	Q-U アンケート いじめアンケート（無記名） いじめゼロ取組月間	C C D	校内いじめ防止対策委員会 教育相談	D D	
7	生活習慣定着度調査 教育相談アンケート 学校生活アンケート	D C C	校内いじめ防止対策委員会 学校サポーター会議	CA D	
8	いじめゼロサミット参加 生徒会役員研修	D CA	校内いじめ防止対策委員会 夏季研修（Q-U 事例検討会） 夏季研修（いじめの早期発見） ・ 1学期の取組の反省 ・ 2学期の取組の確認	CA D DC	
9	いじめゼロ実現プロジェクト	D	下山門中いじめ防止対策委員会	D	
10	学校生活アンケート 生徒会による取組	C D	校内いじめ防止対策委員会	D	
11	いじめアンケート（無記名） Q-U アンケート	C	校内いじめ防止対策委員会 教育相談	D D	
12	学校生活アンケート	C	校内いじめ防止対策委員会 ・ 2学期の取組の反省 ・ 3学期の取組の確認 学校サポーター会議 学校警察連絡協議会 冬季研修（Q-U 事例検討会）	D C A D D CA	
1	生徒会による取組 学校生活アンケート		校内いじめ防止対策委員会		
2	学校生活アンケート いじめアンケート（無記名）	C C	下山門中いじめ防止対策委員会 教育相談 学校警察連絡協議会 学校サポーター会議	D D D D	
3	学校生活アンケート	C	校内いじめ防止対策委員会 ・ 今年度の取組の反省 ・ 次年度の取組の確認	C A	